

協議第 7 号

電算システムの取扱いについて、次のとおり協議する。

平成15年1月31日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

電算システムの取扱いについて

合併協定項目23. 電算システムの取扱いについては、下記のとおりとする。

記

電算システムの統合については、合併時に住民サービスの低下を招くことのないように、次のような方針で調整するものとする。

- (1) 合併時に円滑な移行ができるよう早期に調整を行い、電算システムの構築を図るものとする。
- (2) 電算システムの統合に係る経費については、極力抑えるよう努めるものとする。
- (3) 電子自治体推進、住民サービスの公平性の観点から地域情報化に対応するよう努めるものとする。
- (4) 今後の電算システムの新規開発については、2市5町間で調整を図りながら行っていくものとする。